

三重県建築物耐震改修促進計画に基づく防災上重要な建築物の指定について

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律 123 号）第 5 条第 1 項に基づく三重県建築物耐震改修促進計画に規定する、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で知事が別に定めるもの及び知事が別に定める期日を次のとおり定めます。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物

所在地	建築物の名称
尾鷲市	尾鷲市役所本庁舎
伊賀市	伊賀市役所青山支所庁舎
明和町	明和町役場本庁舎（旧館）

2 期日（耐震診断の結果の報告期限）

平成 33 年 3 月 31 日